

社協の窓

発行 社会福祉法人
俱知安町社会福祉協議会

事務局 ☎(044-0003)
俱知安町北3条東4丁目
保健福祉会館内 ☎22-4150

印刷 尚旭太陽堂印刷

北陽小

入学おめでとう



町内の小学校で4月6日入学式が行われ、春の日差しを浴びながら、新一年生が元気いっぱいに登校しました。この入学式で、町内会連合会、コミュニティ運動推進協議会、防犯協会の三団体は、新一年生の安全な登下校を願い、防犯ブザーをプレゼントしました。これからの季節は子ども達が外で遊ぶ機会が増えますが、同時に不審者や不審車両の目撃情報が増える傾向にあります。子どもたちが安心して元気に遊べる地域とするのは、私たち地域住民一人ひとりの力です。不審者を追放し、子ども達の無邪気な笑顔を守るため、町内会など地域の活動に参加協力をお願いします。



俱小



東小



西小



北陽小

平成27年度俱知安町社会福祉協議会事業計画

福祉目標

『ともに支え合う、安心・安全福祉のまちづくりをめざして』
笑顔 やさしさ 思いやり

■ 執行方針

近年の少子高齢化や住民生活の多様化を背景に、人間関係の希薄化や家族機能が低下し、孤立死や虐待といった痛ましい問題が発生するなど、地域社会が大きく様変わりを見せているなか、高齢夫婦・同居世帯が増加し、医療・福祉制度の改正から高齢者も障がい者も病院・福祉施設から在宅での生活へと移行してきており、地域における福祉ニーズが様々な形で増大してきています。

社会福祉協議会は、いかに地域住民からの理解、支持を高めていくかが根本の課題であり、これらの解決に向けた方向として「地域福祉権利擁護事業」の推進や「小地域福祉活動」の一層の強化を進めていかなければなりません。

平成27年度は生活困窮者自立支援法の施行並びに改正介護保険法のスタートする重要年度で、生活困窮者自立支援法が想定する地域の相談体制に積極的な取り組みが求められており、社協ならではの支援体制の構築に向けた整備に取り組むとともに、改正介護保険法において、訪問・通所介護の予防給付を地域支援事業に平成29年度末までの移行と、多様な介護予防・生活支援サービスの拡充を図ることが盛り込まれ、高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりを進めることで、新たな地域支援事業において役割を發揮していかなければなりません。

行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生委員・児童委員、NPOなどと連携・協働しながら地域のニーズを受けとめ、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取り組みます。

◎あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多用な生活課題を受け止め、地域を基盤に解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPOや行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

◎相談・支援体制の強化

生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

◎地域のつながりの再構築と新たな地域支援事業への取り組み

民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会、コミュニティなどを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

また、新たな地域支援事業において役割を發揮し、高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりを進め、介護サービス事業の実施の有無に関わらず、今回の制度改正への的確な対応・取り組みを進めます。

◎行政とのパートナーシップ

生活支援・権利擁護等の体制整備について行政と定期的に協議を行い課題解決に向け働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉実践計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

■ 地域福祉活動推進事業

【法人運営事業】

1. 会務の運営

- (1) 評議員会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 三役会（正副会長）及び五役会（正副会長及び正副部長）の開催
- (4) 部会の開催 ①総務部会 ②事業部会
- (5) 委員会の開催

①愛情金庫運営委員会	②生活福祉資金貸付調査委員会
③ボランティアセンター運営委員会	④交通・災害遺児奨学金運営委員会
- (6) 事業運営監査会の実施（4半期ごと）

2. 福祉サービスに関する第三者委員会

社会福祉協議会の提供する福祉サービスについて第三者委員を設置し、四半期ごと定期的に委員会を開催することで、中立性や客観性の確保と利用者等からの苦情への適切な対応及び利用者の立場や特性に配慮し、権利を擁護するよう努めます。

3. 会議及び研修会への参加

社会福祉事業の実施並びに福祉目標達成のためには、高度な専門性と資質が求められることから、北海道社会福祉協議会をはじめ関係機関や団体等の開催する役員、事務局長、職員とそれぞれの各種会議及び研修会へ積極的に参加します。

4. 役員及び心配ごと相談員研修の実施

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などによる社会の変遷や社会福祉協議会を取り巻く社会環境から、複雑かつ多様化する福祉課題へ幅広い福祉概念をもって対応できる事業運営の在り方や求められる役割について学ぶことを目的として実施します。

5. 喚起・啓発活動

地域住民組織、関係団体等の会合等へ出席させていただき、社会福祉協議会の事業活動への理解促進に努めます。

- (1) 各地域の町内会、コミュニティ協議会の総会、夏祭り等各種行事
- (2) 各地域老人クラブの総会、各種行事等
- (3) 民生委員児童委員協議会の会議及び定例会
- (4) 福祉関係団体等の総会、行事等
- (5) その他

6. 顕彰事業

- (1) 倶知安町社会福祉協議会会長表彰
社会福祉活動に対して貢献された個人及び団体に対し、ふれあい広場「くっちゃん福祉まつり」において表彰を行います。
- (2) 各種表彰及び感謝等の推薦



7. 社協会員制度の拡充

社会福祉協議会の活動理念や趣旨に対する理解により、地域住民一人ひとりの主体的な参加による地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会の趣旨に賛同し会費を納めていただくことで地域福祉活動に参加していただけるよう、全戸加入を目標として取り組みます。尚、会員へは「社会福祉協議会会員証」を配布します。

8. 地域福祉財源の確保

- (1) 町行政からの財政支援の確保
- (2) 社会福祉基金等の積立充実と活用のため財政健全化基金を兼ね一般会計へ繰出し
- (3) 社協会員制度の拡充に努める
- (4) 寄付金の確保並びに民間助成金の活用
- (5) 赤い羽根共同募金運動の推進と助成金の活用
- (6) 清涼飲料水の自動販売機設置

9. インターネットの活用

国により社会福祉法人の運営状況の積極的な公表を促し透明性を確保する観点から、インターネットを活用しての業務及び財産等に関する情報（現況報告者及び決算書類等）の公表が定められたことから、インターネット上にホームページを開設し、その公表のほか、広報紙の発行とあわせて社協事業活動の理解促進に努め、地域福祉活動の喚起啓発とともに新たな社協の広報活動として取り組みます。

10. 事務局体制の強化

社会福祉協議会の事務局を担う職員には、高い倫理観と専門性が求められることから、研修等の機会の確保や自己啓発を促し資質の向上に努め、新たな地域課題や生活及び相談ニーズへの対応、また増大する業務遂行のため事務局体制の強化を図ります。

11. その他の事項

(1) 地域づくりを進める団体の事務局を担い、各団体の連絡調整、連携を図り地域福祉活動の活性化と福祉のまちづくり推進のため協働し合える体制づくりに努めます。

- ① 倶知安町町内会連合会
- ② 倶知安町老人クラブ連合会
- ③ 倶知安町コミュニティ運動推進協議会
- ④ 倶知安町身体障害者福祉協会
- ⑤ 倶知安町花と緑のまちづくり推進委員会
- ⑥ 倶知安町防犯協会
- ⑦ 倶知安町共同募金委員会

(2) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業、成年後見制度等）の調査研究。

(3) 生活困窮者自立支援制度の調査研究。

(4) 介護保険制度改正による日常生活支援総合事業（地域支援事業等）の調査研究。

【福祉推進振興事業】

1. 社会福祉協議会広報誌「社協の窓」の発行

年度内4回（5月、8月、10月、1月）発行し、社協の行う各種事業、取り組みについて地域住民の理解を得られるよう努めるとともに、関係団体や地域住民の活動についても掲載し、地域住民の福祉活動への喚起啓発に取り組みます。

2. 福祉バス助成事業の実施（町指定）

社協並びに社協が事務局を担う団体及び心身障がい（児）者、福祉団体等の当事者組織、福祉ボランティア団体の事業活動、各種研修会、大会等の参加を支援するため貸切バス代金の2分の1を上限に、予算の範囲内において助成を行います。

3. 罹災見舞金の支給

火災及び風水害等の自然災害で住居を失った被災者（世帯主）に対し罹災見舞金を交付します。

4. 地域福祉活動車の運行及び維持管理

車いす、寝台のまま乗降のできるリフト付き福祉車両「やすらぎ号」と街宣設備を備えた軽自動車（国際ソロプチミスト倶知安寄贈）の2台を地域福祉活動の機動力として各種事業に活用し、その維持管理を行います。

5. 対象を限定しないあらゆる相談への対応（総合相談）

日常生活の様々な場面において生じる不安、心配、悩みごと等あらゆる相談を職員が随時受け付け、相談者が抱える問題の整理、助言やその内容に応じた関係機関の相談窓口や制度の説明、福祉サービス等の紹介など、相談者の自己決定権尊重のもと、関係行政、民生委員、近隣住民などの連携、協力を図りながら問題解決へ導くよう努めます。

6. 歳末物資配分

低所得者世帯（生活困窮世帯）が寒さ厳しい年の瀬を迎え、少しでも明るいお正月を迎えることができるよう、善意の寄贈を受けた委託物品の配分を年末に行います。

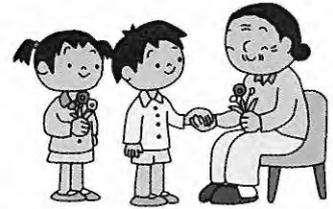
7. 手話奉仕員養成講座・基礎課程（町委託）

手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の円滑な日常生活及び積極的な社会参加を助長することを目的として実施します。（全25回予定）

8. 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は北海道社会福祉協議会（道社協）が実施主体となり、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安を感じている方に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理、年金証書等の大切な書類の預かり等の支援を行うもので、本会は倶知安町における窓口として道社協と業務協定を締結し、その事業の一部を実施します。

- (1) 事業の周知及び相談の受付。
- (2) 生活支援員の推薦及び活動支援。
- (3) 日常的な金銭管理サービスにおける通帳又は印鑑の預かり。



【住民組織活動事業】

1. 福祉のまちづくりの推進

住民の福祉ニーズ及び地域の福祉課題の明確化を進め、住民、関係者へ周知を図るとともに町内会並びにコミュニティ協議会単位での福祉課題解決を喚起し、住民の自主的な活動への参加と組織化を推進します。

- (1) 小地域を基盤とした住民参加による福祉サービスを様々な場面で継続的に展開し、日常的に援助を必要とする人々と地域住民や関係者が関わりを持ち、安心して暮らせる地域福祉コミュニケーションづくりを目指します。
- (2) 地域福祉活動推進事業の実施
 - ① 10地区コミュニティ実践地域の指定および組織化の促進（地域福祉モデルコミュニティ助成）
 - ② 町内会、自治会への地域福祉活動の支援及び推進費の助成（地域福祉活動推進普及事業助成）

2. 第27回倶知安町福祉フォーラムの開催

「ともに支え合う、安心・安全福祉のまちづくりをめざして」をテーマに、地域住民が主体的に活動する「新たな支え合い」の仕組みづくりにより地域住民が互いに支え合い、安全で安心して住みなれた家と地域で暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを推進すべく企画をします。（平成28年2月下旬）

3. 第33回ふれあい広場「くっちゃん福祉まつり」の実施

ふれあい広場は、障がいのある方と地域の人々が楽しみながら、それぞれがボランティア活動へ参加する機会として共に創りあげる「広場」であり、いろいろな行事やコーナーを通じて互いに交流を深め、福祉に対する理解と協力を得ることにより住みよいまちづくりをつくりあげていくことを目的として実施します。

- (1) 実施日 平成27年8月23日（日）
- (2) 会場 中央公園（文化福祉センター裏）

※本事業は例年8月最終日曜日に開催してきましたが、8月30日に倶知安町を会場に全道障がい者スポーツ大会の車いすバスケット競技が開催されることから、本年度に限り一週間繰り上げての実施とします。

4. ボランティアセンター事業

- (1) ボランティア団体の活動活性化を図るとともに、関係機関との連携のもと各ボランティア団体が自発的に活動を行うことができる環境づくりと育成に努めます。
- (2) 各種ボランティア研修による実践者を養成し、地域活動を支援するとともに幅広いボランティア活動の振興に取り組みます。
- (3) 福祉教育啓発活動の実施。
 - ① ボランティア協力校を小、中、高校の全校指定の継続及び助成金の交付
 - ② 福祉教育活動の充実強化、学校での体験型福祉教育への職員講師派遣及び福祉用具貸与を行う
 - ③ 勤労世代に関する福祉事業の開拓と援助、啓発
- (4) 善意の寄贈による委託金品の預託を受け、指定された団体や用途若しくはその目的達成のため活用します。
- (5) ボランティア活動を身近に感じることでできるリングプル等の収集活動の受入。
- (6) ボランティア活動保険、行食用保険等の事務取扱。（全社協）

【生活福祉資金貸付事業】

厚生労働省の要綱に基づいて北海道社会福祉協議会が主体となり、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者、高齢者世帯の経済的自立と生活の安定のため、本会が相談及び申請、償還指導等の窓口となり実施します。

【愛情金庫貸付事業】

低所得者世帯で日常生活は維持しているものの不時の出費により生計の維持が困難な状況となった方に対し、衣食住その他生活のために必要な応急資金の貸付並びに貸付世帯へ生活安定のための相談、助言及び償還指導を担当地区民生委員、また、生活保護受給世帯については担当ケースワーカーをはじめ関係機関との協働により行います。

【慶弔事業】

1. 出生祝の贈呈

子どもの誕生を祝い、出生届の際に町住民環境課を通じて町内商店からの預託商品券を贈呈します。

2. 弔意

不幸にも亡くなられた故人並びに遺族へ町内葬儀社を通じて簞を供え、蠟燭並びに弔電を供し、弔意を表させていただきます。



【交通・災害遺児奨学金事業】

交通事故並びに各種災害により保護者を奪われた義務教育在学中の遺児に対し、生活支援とあわせ健全育成の一助とすることを目的として交付するもので、民生委員児童委員協議会へ対象者の調査を依頼し実施します。

(1) 対象者 俱知安町に住所を有し、主たる生計中心者を交通事故並びに災害により失った遺児で町内の小、中学校に在学中の児童。

(2) 交付金額 ・小学生 年額30,000円 ・中学生 年額50,000円

※ 奨学金は対象者が居住する担当地区民生委員を通じて申請を受け、その民生委員を通じての交付となります。

【共同募金事業】

共同募金委員会が行う共同募金運動と社会福祉協議会の事業活動は、ともに地域福祉の推進を目的とし、民間の社会福祉事業やボランティアの育成や支援について密接な関係にあり、両者の機能を活かし地域住民参加による地域福祉活動を進めるため協働して取り組み、地域福祉活動財源の確保に努めます。

【俱知安町老人デイサービスセンター事業】

俱知安町老人デイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉協議会のもつ機能を活かし、利用者へ介護及び介護予防サービスの提供を行い、心身の機能の維持、増進及び社会的孤立感の解消を図り、地域福祉の増進に努めます。

1. サービス提供内容

- ①送迎 ④介護方法の指導助言
- ②入浴介助 ⑤看護師によるバイタルチェック
- ③食事の提供 ⑥機能訓練、介護予防、レクリエーション

2. 通所型介護予防事業

要介護状態に陥る可能性の高い特定高齢者に対し、介護の必要な状態にならないよう、交友関係の構築、孤独感の解消を図るために介護予防サービスを提供します。

3. 指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業

要介護認定を受けた方を対象に、心身の機能の維持増進を図り在宅生活を継続できるようサービスを提供します。

4. 転倒予防教室の実施

利用者の自立した生活の継続や、生きがいを持って暮らすことに必要な体力の維持向上を目指し、運動指導士による転倒予防教室の実施と併せ、その実施内容を参考にし、デイサービス職員による健康体操を行い利用者個人の体調に応じた運動方法を指導することで、家庭でも気軽に行えるよう働きかけ習慣化を図ります。

5. 交流・参加事業の実施

利用者の外出機会を増やし、四季の移り変わりを感じ気分転換や脳の活性化を促し、利用者同士の親睦を深め、楽しみや生きがいを実感できる事業を実施します。

6. 職員の資質向上を図るため、会議及び研修等の参加

【訪問介護事業(ホームヘルプサービス)】

1. 軽度生活援助事業(町委託)

要介護認定で自立と判定、若しくは支援を要する高齢者を対象に、家事や外出等のお手伝いや健康状態の把握、生活相談等のサービス提供により安否確認、孤立感の解消を図り介護予防に努め、利用者の自立と安定した生活の継続のため実施します。

2. 高齢者等訪問サービス事業(町委託)

概ね65歳以上で介護保険のサービスを利用していない高齢者、障がい者の世帯を対象に、健康やその他生活面での相談、助言等を定期的に訪問して行い、安否確認及び孤立感の解消を図ります。

3. 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業

要介護認定を受けた方を対象に、意思や人格を尊重し、利用者が居宅において自立した日常生活を営めるよう、家事援助や身体介護サービスの提供により生活全般にわたる援助を行うとともに、介護予防により自立を促進するよう努めます。

4. 指定障がい福祉サービス事業

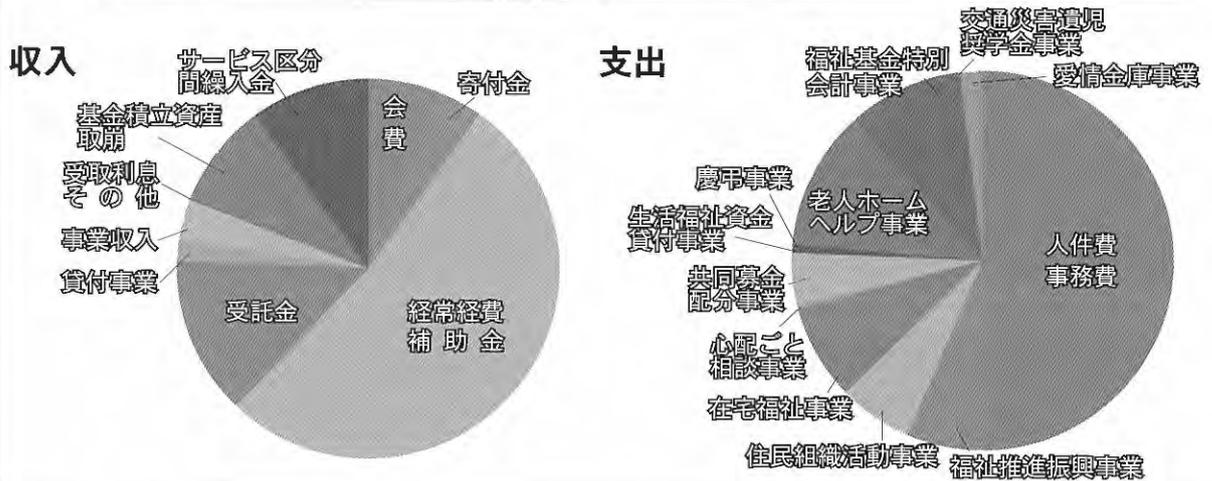
身体障がい者を対象に人権を擁護し、居宅において自立した日常と社会生活を営むことができるよう、意思、人格を尊重し、状況と置かれている環境に応じた家事や身体介護のサービスの提供と相談、助言、その他生活全般にわたるサービスを提供し、生活の安定と援護に努めます。

5. 職員の資質向上を図るため、会議及び研修等の参加

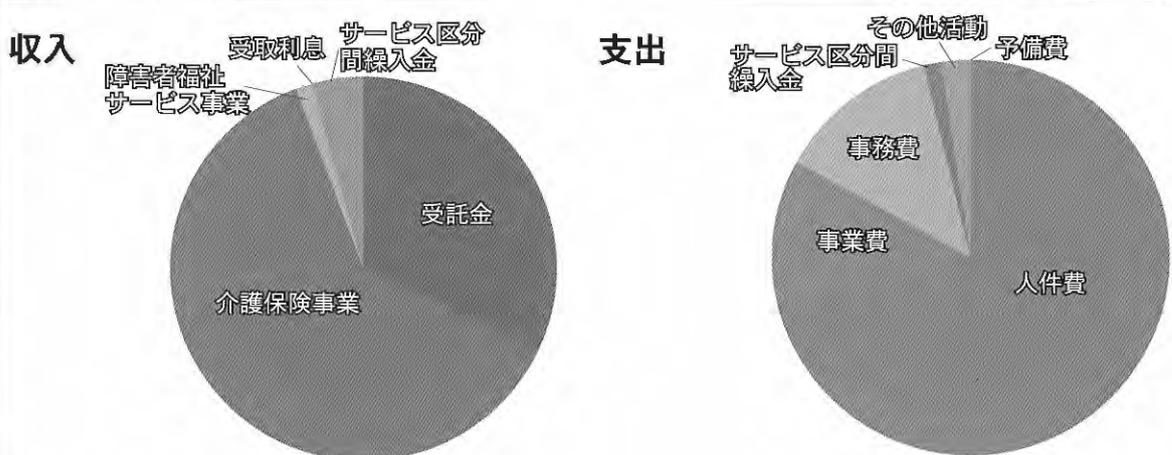
平成27年度 収入支出予算（法人全体）

収入		支出	
項目	予算額	項目	予算額
事業活動による収入	92,840,000	事業活動による支出	94,497,000
会費収入	3,251,000	人件費支出	61,970,000
寄付金収入	2,080,000	事業費支出	9,110,000
経常経費補助金収入	28,240,000	事務費支出	18,419,000
受託金収入	23,629,000	貸付事業支出	1,000,000
貸付事業収入	1,000,000	共同募金配分金事業費	1,000,000
事業収入	1,892,000	助成金支出	2,998,000
介護保険事業収入	31,981,000	施設整備等による支出	216,000
障害者福祉サービス等事業収入	703,000	固定資産取得支出	216,000
受取利息・その他収入	64,000	その他活動による支出	10,409,000
その他活動による収入	12,469,000	基金積立資産支出	441,000
基金積立資産取崩収入	4,815,000	積立資産支出	413,000
サービス区分間繰入金収入	7,654,000	サービス区分間繰入金支出	7,654,000
		その他活動による支出	1,901,000
収入の部合計（1）	105,309,000	支出の部合計（2）	105,122,000
予備費（3）			140,000
当期資金収支差額合計（4）=（1）-（2）-（3）			47,000
前期末支払資金残高（5）			7,519,000
当期末支払資金残高（6）=（4）+（5）			7,566,000

社会福祉事業収支



介護保険事業（訪問・通所）
身体障害者居宅支援事業収支



わたしたちも福祉のまちづくりに参加しています

平成26年度社会福祉協議会の会員募集について、各町内会、自治会長さん始め関係団体の皆様にはご多忙中のところ社協活動のご理解をお願い会員の募集方についてのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社協は全戸会員加入を目標に会員の募集拡大についてご協力を願い、「小地域社協の組織化」を図るとともに福祉推進モデル地区指定による援助事業を行う他、少子高齢社会に於いて在宅の要介護高齢者やその家族の問題、障がい者支援等、すべての住民が等しく安心して生活できる福祉基盤の整備を町行政の財政支援とは別に、地域住民総参加での地域福祉活動を進めて参りましたが、今後とも社協活動に対し一層のご理解をお願い、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社協会員には3種類あります。

- ①一般世帯を対象とした一口500円（2口以上）・・・・・・一般会員
- ②会社・事業所・篤志家を対象とした一口1,000円（3口以上）・・・賛助会員
- ③福祉施設・関係団体・機関を対象とした一口3,000円・・・・・・特別会員

平成26年度社協会員加入者名簿一覧（敬称略）

（平成26年12月より平成27年3月31日まで）

個人名については、町内会ごとに希望された場合に掲載させていただきます。

賛助・特別会員の企業、商社や団体など、個人以外につきましては従来通り掲載させていただきます。

◆一般会員

会 員 名	口数
◎眺 羊 会 会	10

◆特別会員（順不同）

会 員 名	口数	会 員 名	口数	会 員 名	口数	会 員 名	口数
俱知安町身体障害者福祉協会	2	民 仁 会	1	NPO法人		NPO法人とともに	1
羊 蹄 ハイ ツ	2	羊 蹄 セ ル プ	1	俱知安町手をつなぐ親の会	1	俱知安町地域子ども会	
俱知安消費者協会	1	俱知安町女性の会	1	俱知安町老人クラブ連合会	2	育成連絡協議会	1
				医療法人社団白樺会	2	東 部 長 寿 会	1

◆賛助会員（順不同）

会 員 名	口数	会 員 名	口数	会 員 名	口数	会 員 名	口数	会 員 名	口数
清 都 豊 店	2	(有)佐々木食品工業	3	伊井化学工業(株)	5	(株)北沢建設	3	御食事Barきむら	1
北菱産業埠頭(株)		(株)第一会館	3	札幌トヨタ自動車車庫俱知安店	3	(有)小西石油	3	(有)美空ハイヤー	3
俱知安福光営業所	3	(有)俱知安運輸	3	株式会社安コンクリート工業所	10	(有)俱知安家具センター	3	(有)三条市場	3
(有)カネコ小林商店	3	梅月菓子舗	3	(有)ライフマート第一ツリスト	3	(有)細田産業	5	瀬尾アルミ工業	10
本田興業株式会社	10	ニセコ運輸(有)	10	(株)タグチ	3	(株)信菱自工	5	(有)佐藤造花生花店	3
関 米 穀 店	3	コーリン建設(株)	10	(医)さとう内科医院	3	藤信石油販売(株)	3	(株)ナイスアンドコム	3
白木建設工業株式会社	3	みうら菓子舗	3	(有)エムアンドエフサービス	3	瀬尾建設工業(株)	20	(有)長谷クリーニング商会	1
(株)内山電業社	3	ホテルようてい	3	横関建設工業(株)	3	松塚家具店	3	青木ホーム営繕	3
大友商店(有)	3	梅 寿 し	5	石川養鶏場	3	末武菓子舗	3	松井電気商会(株)	3
菅 印 房	3	札幌トヨペット(株)	3	後志金属工業(株)	3	(株)俱知安機工	3	Mポケット石本	3
協和総合管理(株)	5	(有)日進堂	3	(株)鈴木組	3	(株)羊蹄工業	10	川端文化堂	3
坂口亜子司法書士事務所	3	藤井菓子舗	3	(株)アライ大学堂俱知安店	3	カメラの光(有)	1	池田日出夫税理士事務所	4
宇田建設(株)	3	(株)加藤建設工業	3	一宮建設(株)	3	喫茶なぎさ	3	(有)協和製菓	3
共栄自動車(株)	5	(株)本間松蔵商店	3	(有)幸和モーター	5	(有)旭太陽堂印刷	3	(有)俱知安オイル	3
(有)田尻商店	3	テラーームネカタ	3	(有)古屋自動車産業	3	柏谷歯科医院	3	ECCジュニアBS俱知安教室	3
(株)ユニオン	10	(有)ホテルナンコウ	10	(有)平和事務機	10	(有)木村回生堂	3		
末永電気工事(株)	3	(医)伊藤歯科医院	3	(医)中川歯科医院	3	(有)本力山田商店	3		
(株)パワーサプライ	3	(株)サンダリン太陽園	3	(有)北富士電気商会	3	北村ガラス	3		
名畑石油(株)	3	(株)竹山建設	3	(株)リビング梅田	5	笹山商店	3		

第三者委員会をお知らせします

社会福祉協議会では、本会の提供する福祉サービスにおける利用者からの苦情に対して、中立かつ客観性を確保するとともに、利用者の権利を擁護して適切な苦情対応を行うことを目的として『第三者委員会』を設置しています。

この第三者委員は、①『利用者からの苦情受付と事情や意見の聴取及び本会への通知』②『利用者とは本会の話し合いへの立会と助言』③『苦情に関する状況把握と改善状況等の報告聴取』などを担います。

- 第三者委員と連絡先
- ・ 受益者代表(利用者の家族) 田口千代子 TEL 22-6021
 - ・ 地域住民代表(民生委員) 藤田初美 TEL 22-5393
 - ・ 学識経験者(行政経験者) 西田 徹 TEL 22-0705

福祉サービスに関するご相談やお悩み事は「心配ごと相談所」でもお受けいたします。

ご善
ざり意
いがの
まご
すう寄
付

ご寄付は、それぞれの意思により、恵まれない人や努力しながらも暮らしに困る人々のため、また、福祉を増進させるため活用しています。

●社会福祉事業資金は、それぞれの意志により、恵まれない人や努力しながらも暮らしに困る人々のため、また、地域福祉の発展向上のため活用されます。

●ボランティアセンターへのご寄付は、

・指定寄付・・・福祉施設や団体等への使用目的を指定するご寄付は本会でもお受けしています。

本会が責任をもって指定された施設・団体等へお届けいたします。

・物 品・・・まだ使える衣類や食器などの日用品は、努力しながらも恵まれない方々に配分しています。年末に行っている歳末物資配分でも活用しています。

金銭のご寄付には、「寄付金控除」が受けられる領収書を発行し、金銭・物品ともに御礼状を出させていただきます。

次の方々よりご寄付をいただきました。皆様の温かいご篤志に対して厚くお礼申し上げます。

(平成26年12月より平成27年4月まで・敬称略)

玉川 茂裕	畑山 忠生	逸見 賢	中田 利恵	山本ふみ子	黒崎 勝幸	五十嵐一夫
宮武 清江	雨宮 宏	萩野とき子	今井 智子	加藤 繁治	大西 薫	三木 良文
酒井 敏邦	川村 順二	川上 俊昭	政氏 淳子	高橋多津子	長岡 夏代	山本トシ子
安部 涼子	宮崎 茂	道端 光行	倉 祥尚	中井 愛	竹山 和行	山崎三枝子
稲村 幸彦	土開 末廣	池守 好春	妹尾ワカ子	小野 幸子	高橋 君子	南河 健一
三明 京子	瀬尾 正男	川口 哲夫	渋谷 正司	吉田 茂雄	放光寺 成田久子	
中井 直樹	山田 貴裕	倶知安芸能研究会「源悟郎50オーバーズ」				

(有)カドタ商事 代表取締役 門田美知恵

ボランティアセンターへご寄付ありがとうございます(敬称略)

●指定寄付 廣川美恵子(八号振興会・八号蘭寿会運営資金として)

(有)やまだ園(新生児出生祝として)

川口 哲夫(八号振興会運営資金として)

●物 品 鎌田 国夫(ポータブルトイレ1台)

佐藤 晃(衣類等3箱)

(有)ニセコ運輸(歳末助け合い事業へ)

◎社会福祉の増進を図るため、ご寄付をいただいた方の氏名を掲載させていただきます。掲載を希望されない場合はあらかじめお申出下さい。

倶知安町福祉フォーラム

つながり・支え合うまちづくりを考える

「ともに支え合う・安心・安全・福祉のまちづくりをめざして」をテーマに、町内会やコミュニティ運動、老人クラブなど、町内の福祉関係者200名あまりに参加いただき、3月5日、ホテル第一会館において「第26回倶知安町福祉フォーラム」を開催しました。

このフォーラムでは、講演と地域活動の取り組みについて実践発表がなされ、講演では札幌国際大学元学長で優しさと温もりが伝わる地域づくりに取り組まれている恵庭市在住でふるさと再生塾塾長の小山忠弘氏に「つながり、支え合うまちづくりを考える～優しさとぬくもりが伝わる地域育て・ひと育てとは～」と題して、これから直面する人口減少、長寿化、無縁化などの課題を念頭に、思いやり、ふれあい、支え合いの気持ちを育む地域づくりとそれを担う人を育てることについて、地域(町内会)活動の進め方や取り組みについて具体的な事例を交えお話しいただきました。

特に、サロン活動について閉じこもりや認知症の予防、地域の絆を強めるのに効果的であることを丁寧に説明され、難しく考えずにとりあえず始めてみる事が大切であり、その一歩を踏み出そうと力説いただきました。



実践発表では、北央コミュニティ協議会が昨年9月に開設した「北央ふれあいサロン」の堀敏久さんと、六郷親交会で2年前から除雪ボランティア「ちょボラ六郷除雪隊」の阿部和則さんのお二人から、取り組みの現状と課題、今後の展開について発表をいただきました。

今回のフォーラムでは、安心感をもって安全にいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることのできる街づくりは、地域住民一人ひとりが意識して、絆という文化を育むことが大切であることを感じることができました。

